

認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインの留意事項等について

〔平成15年9月26日付け15経営第3399号〕
農林水産省経営局経営政策課長通知

最終改正 平成20年9月24日付け20経営第3506号

第1 基本構想における農業経営の指標等の適正な水準の確保

ガイドラインの記の第2では、都道府県知事は、市町村から基本構想に係る協議を受けたときは、市町村が基本構想の中で定める効率的かつ安定的な農業経営の指標や目標所得等が、類似した自然的・経済的・社会的諸条件の下にある市町村間で大幅に乖離したものとならないよう十分配慮するものとしているところである。

このことについての留意事項は、以下のとおりである。

1 都道府県知事

- (1) 都道府県知事は、管内市町村の基本構想に定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標や目標所得等の水準等の乖離の実態について精査し、自然的・経済的・社会的諸条件が類似する市町村間で指標の水準に大幅な乖離が見られる場合には、当該市町村に対し、それらのバラツキの状況等について、情報提供を行うこと。
- (2) 都道府県知事は、基本構想の策定又は変更に係る協議が管内市町村からなされた場合には、地域農業の実態等を踏まえつつ、類似市町村における水準との不整合がないことを確認の上、同意すべきであること。

2 市町村

- (1) 都道府県知事から1の(1)の情報提供を受けた市町村は、当該情報や管内の農業及び他産業の実態等を基に、基本構想に定める効率的かつ安定的な農業経営の指標や目標所得等の水準等が、地域の実態に照らし適正なものであるかについて検討を行うこと。
- (2) (1)の検討の結果、効率的かつ安定的な農業経営の指標等について見直しが必要であると判断した市町村は、当該検討結果や都道府県知事からの指導・助言に基づき、基本構想の変更等に係る対処方針を決定すること。
なお、効率的かつ安定的な農業経営の指標等の見直しが必要であると判断した場合には、速やかに基本構想の変更等を行うことが適切であることから、当該対処方針においては、基本構想の変更等を行う時期、変更等の具体的な内容等を明確にすること。
- (3) 都道府県知事から1の(1)の情報提供を受けた市町村は、(1)の検討の結果につき、見直しが必要でないと判断した場合を含め、対処方針を都道府県知事に報告すること。
- (4) なお、市町村の廃置分合が行われた場合、廃置分合後の市町村の区域を対象とした基本構想が策定されるまでの間は、廃置分合前の市町村の基本構想が、なお効力を有するものの、廃置分合後の市町村としての農業の振興方策等を速やかに

地域の農業者等に明らかにすることが重要であるので、速やかに基本構想を策定すること。

第2 農業経営改善計画の認定の共同申請

ガイドラインの記の第3の1では、一定の要件を満たす場合に、複数の者による農業経営改善計画の認定の共同申請を認めることとしているところである。

このことについての留意事項は、以下のとおりである。

- (1) ガイドラインの記の第3の1の①における「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とすること。
- (2) ガイドラインの記の第3の1の②の家族経営協定等の取決めに関する要件の確認は、認定申請書に添付されている家族経営協定等において、当該認定申請者全員が経営の基本的な事項に関する意思決定に参画していること及び当該認定申請者全員に収益が分配されていることが、明確にされているか否かをもって行うこと。
- (3) 現在単独名義で認定を受けている農業経営改善計画に、その配偶者、後継者等を共同経営者として追加しようとするときは、農業経営改善計画の変更として取り扱うことで差し支えないこと。
- (4) 共同名義で認定の申請のあった農業経営改善計画が、基本構想に照らして適切なものであるかどうかを判断するに当たっては、認定の申請が単独でなされた場合と同様に、主たる従事者に帰属することとなる所得等の目標が、基本構想における所得等の目標以上となるような農業経営の規模、集約度が掲げられているか否かで判断すること。

第3 農業経営改善計画の認定における第三者組織からの意見聴取

ガイドラインの記の第3の2の(2)では、市町村は、農業経営改善計画の認定に当たっては、第三者組織から意見を聴取する等客観的な立場からの意見聴取手続を経ることが望ましいとしているが、基本構想を策定していても、未だに第三者組織を設置していない市町村が見られるところである。

このため、農業経営改善計画の認定審査の適切性及び公平性の確保とともに、専門的見地からの適正の確保が図られるよう、第三者組織から意見を聴取していない市町村においては、当該組織を速やかに設置し、認定審査において当該組織から意見を聴取するよう努めることが重要である。

また、第三者組織から意見を聴取する際の留意事項は、以下のとおりである。

- (1) 市町村は、第三者組織の名称・構成員、意見聴取手続の方法等について、管内の農業者等に対し、あらかじめ周知しておくこと。
- (2) 市町村は、意見聴取に当たっては、例えば、毎月定例日を設けて行う等により、極力、事務負担を抑え得るよう工夫を凝らすこと。
- (3) 市町村は、必要に応じて、税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者を第三者組織の構成員とすること等により、審査体制の充実を図ること。

第4 認定に当たっての判断基準の明確化

経営面積の拡大は、効率的かつ安定的な農業経営への発展を図る上での要素の一つではあるものの、経営面積は大幅に拡大しなくとも、高付加価値作物の生産や農畜産物の加工・販売等により、他産業並みの所得水準を目指すことも十分にあり得るものである。

このため、ガイドラインの記の第3の2の(3)では、市町村は、農業経営改善計画の認定に当たって、経営面積の拡大に関する目標のみに着目するのではなく、加工・販売その他の関連・附帯事業等に関する目標等を含めて総合的に判断し、基本構想の目標所得等を達成できると見込まれるときは、これを認定することとしているところである。

この場合、目標所得の達成の判断に当たっては、水田・畑作経営所得安定対策の交付金、産地づくり交付金等を収入に含めた農業所得及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得を見込んで判断することが適当である。

また、加工・販売その他の関連・附帯事業に関する目標としては、例えば、①自ら生産した農畜産物に加え、他から購入した農畜産物を原料として加工品の製造を行う場合、②自ら生産した農畜産物に加え、他の農家が生産した農畜産物の貯蔵、運搬又は販売を行う場合、③自らの畜産経営に使用する飼料に加え、他の農家への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等が位置付け得ると考えられる。

併せて、市町村は、基本構想の営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標として、「農業生産＋農産物加工」等の営農類型を追加することにより、単に経営面積の拡大のみに着目して認定しているものではないということを周知することが望ましい。

第5 農業経営改善計画の経営改善状況の把握

ガイドラインの記の第3の3の(1)では、市町村は、認定農業者の経営改善に向けた取組を促進する観点から、認定農業者の経営改善の状況を把握することが必要であるとしているところである。

このことについての留意事項は、以下のとおりである。

1 市町村

- (1) 市町村は、地域担い手協議会等と連携し、以下の取組を行うとともに、地区担当制の導入、巡回指導体制の構築等の体制整備を行うこと。

その際、認定農業者が相互に研鑽を行うために設立した組織のある地域においては、当該組織を活用し、経営改善の状況の点検が組織活動の一環として自主的に実施されるよう、指導・支援を行うものとする。

- ① 認定農業者に対する日常の相談活動を通じて、経営規模の拡大の度合い、農業所得の目標への接近度合い等の経営改善の状況を把握し、統一した書式に整理すること。
- ② 既存の認定農業者のうち、相談活動の対象とならなかった認定農業者についても、少なくとも認定期間の中間年である3年目及び最終年である5年目における経営改善の状況を調査し、同一の書式に整理すること。

- (2) 市町村は、農業経営改善計画の認定を受けようとする者に対し、認定期間の中間年及び最終年に経営改善の進捗状況について報告を求めることとなる旨をあらかじめ周知徹底するなど、経営改善の状況を効率的に把握し得るよう工夫を凝らすこと。

2 都道府県及び地方農政局等

都道府県及び地方農政局等（地方農政局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、管内の市町村のうち、効率的かつ効果的なフォローアップ体制を構築している事例を収集し、管内市町村に対し、情報提供すること。

第6 農業経営改善計画の認定の取消し

- (1) ガイドラインの記の第3の3では、農業経営改善計画の認定の取消しに関し、経営改善状況の把握及びその後の的確な指導・助言その他の支援を実施した上で、適切に対応するものとしているところである。

効率的かつ安定的な農業経営を目指して計画的に農業経営の改善を図ろうとする者を支援するという認定農業者制度の趣旨にかんがみれば、農業経営改善計画の認定は受けたものの、その後、累次にわたる指導や経営改善に向けた各種支援にもかかわらず、農業経営改善計画に定める農業経営の改善に取り組もうとしない者が各種施策の支援の対象となることは、制度の運用として不適切であり、国民の理解も得られないものである。

このため、市町村は、このような認定農業者の農業経営改善計画の取消しについて、一層適切な運用に努めることが重要である。

- (2) 認定の取消しは、行政手続法の不利益処分該当し、同法第3章の規定の適用を受けることとなるが、その手順等については、以下を参考にしつつ、適切に対応されたい。

① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出

ア 市町村は、認定の取消しの対象となる認定農業者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知する。その際、取消しの理由について、認定要件に照らし、どのように抵触するのかを具体的に提示することが必要である。

イ アに併せて、市町村は、聴聞を行う旨を通知する。

ウ 市町村は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載する。

② 聴聞の開催

ア 市町村は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名する。

イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成する。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村に提出する。

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、その旨を通知する。その際、取消しの理由とともに、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てはできない旨及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができる旨を記載する。

④ 留意事項

ア ガイドラインの記の第3の3の(1)の③では、「的確な指導・助言その他の支援の実施後、例えば1年程度経過しても、なお経営改善に向けた取組状況に改善が見られない場合には、適切に認定の取消しを行う」としているところである。この場合、「1年程度」はあくまでも例示であり、実際に認定の取消しを行う際には、各事案における指導・助言その他の支援の効果が発揮されるまでに要する期間や当該農業者の経営改善に向けた取組意欲などに配慮して弾力的に対応することが望ましい。

イ 認定の取消しの対象となる認定農業者が、補助事業等の支援策を活用している場合には、補助金返還等の対象になる場合がある。例えば、スーパーL資金を借り入れている認定農業者が認定を取り消された場合には、繰上償還の対象となるとともに、農林水産長期金融協会からの利子助成の措置が停止されることとなる。このため、市町村は、事前に支援策の活用状況を確認の上で対応することが必要である。

第7 農業経営改善計画の再認定

- (1) 農業経営改善計画の再認定に際し、旧計画の経営改善目標の達成状況の評価を行わず、新計画について認定要件を満たすかどうかを審査するといった運用は、継続的・計画的に経営改善を図る者を認定の対象とする認定農業者制度の趣旨に照らし適当でない。

このため、ガイドラインの記の第3の4では、新計画の認定に当たっては、旧計画に記載された目標の達成状況等についての的確に把握・分析した上で当該認定の可否を判断するものとしているところである。

- (2) 再認定の具体的方法については、以下を参考にしつつ、旧計画と新計画との期間が途切れることのないよう、迅速かつ適切に進められたい。

① 市町村は、農業経営改善計画を認定日ごとに台帳に整理する等により、適切に管理すること。

② 市町村は、地域担い手協議会等と連携しつつ、旧計画の有効期間の満了日を迎えるすべての農業者に対し、当該満了日の数か月前の時点において、旧計画に基づく経営改善の状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、以下のとおり、新計画の作成の協力等を実施すること。

ア 旧計画の内容を達成した者又はほぼ達成した者に対しては、その経営意向を十分に把握しつつ、必要に応じて、新計画の作成に有益な情報の提供等を

行うこと。

イ 旧計画の内容を達成できなかった者に対しては、旧計画の未達成要因を分析し、その結果を伝達するとともに、当該農業者が、新計画の認定に向けた希望を有している場合には、旧計画の未達成要因の分析結果を踏まえつつ、新計画の作成に向けた課題の解決方向の検討等の支援を行うこと。

- ③ 市町村は、有効期間の満了日が1～2か月後であるにもかかわらず、再認定の処理を行っていない農業者に対しては、当該満了日の予告、再認定に必要な書類・申請方法等再認定の処理に関する案内を書面や電話等により通知するとともに、再認定の意向を確認すること。
- ④ 市町村は、再認定に当たり、有効期間が途切れることのないよう、第三者組織からの意見聴取及び認定審査を毎月1回以上実施し、すみやかに再認定事務を行うこと。なお、有効期間の満了日以前に再認定の処理を行った場合には、新計画の有効期間は、原則として旧計画の満了日の翌日から適用されることに留意すること。
- ⑤ 市町村は、農業者の急病等により、再認定が旧計画の満了日に間に合わない場合は、第三者組織からの意見聴取を臨時に行うこと等により、可能な限り速やかに再認定の処理を行うこと。

第8 複数の市町村において農業経営改善計画の認定を受けようとする者に対する認定事務の取扱い

- (1) 複数の市町村にまたがって広域的に農業経営を営む者（以下「広域経営者」という。）が認定農業者となるためには、必ずしもそのすべての関係市町村で農業経営改善計画の認定を受ける必要はない。

しかし、広域経営者の中には、市町村が独自に設けている支援策を希望する等により、複数の市町村で認定を受けようとする者も存在しており、こうした場合に円滑に認定が受けられるよう、ガイドラインの記の第3の5では、広域経営者からの農業経営改善計画の申請に当たっては、関係市町村や関係都道府県が連携し、適切な審査等を行うものとしているところである。

- (2) なお、認定をした市町村は、当該市町村のみでは認定後の広域経営者に係る経営改善状況の把握が困難な場合には、関係市町村や関係都道府県に対し、当該広域経営者に係る経営改善状況について必要な情報の提供を求めること等により適切に対応されたい。

第9 基本構想未策定市町村の解消

ガイドラインの記の第4の3では、

- ① 基本構想を策定していない市町村にあつては、農業者の経営改善に関する意向や取組状況等を十分に勘案した上で、基本構想の策定について改めて早急に検討することが強く望まれること、
- ② 基本構想を策定していない市町村がその区域に存する都道府県知事は、情報を提供する等、基本構想を策定していない市町村に対し、基本構想の策定に係る技

術的助言を行うことが望ましいこと
としているところである。

これは、望ましい農業構造の実現を目指し、今後、認定農業者を基本とする担い手に対し、更に一層、施策を集中化・重点化することとしている中で、

- ① 基本構想を策定していない市町村においては、農業経営の改善に向けて計画的に努力をする意欲を有している者であっても、農業経営改善計画の認定を受けることができず、結果として、各種支援施策の対象からもはずれる場合も生ずること、
- ② このような事態を放置した場合には、地域の実情を踏まえた多様な担い手の確保・育成に支障を来すおそれがあることから、この際に、改めて、地域の実態等を踏まえ、基本構想の策定について再度検討することが適当であること
等によるものである。

このことについての留意事項は、以下のとおりである。

1 都道府県知事及び地方農政局等

- (1) 都道府県知事及び地方農政局等は、基本構想を策定していない市町村について、その策定していない理由、これまでの策定要請の有無、今後の対応方針等について、把握すること。
- (2) その結果、農業経営改善計画の認定を受けることを希望する農業者がいるにもかかわらず基本構想の策定が行われていない市町村がある場合には、当該市町村に対し、協力をして巡回指導を行うこと。
- (3) 今後基本構想の策定に向けた検討を行う市町村に対しては、基本方針の指標の水準等の算定根拠、自然的・経済的・社会的諸条件が類似する市町村の基本構想の指標や目標所得等の情報提供等、策定に向けた取組に対する具体的な指導、助言等を行うこと。

2 市町村

- (1) 基本構想を策定していない市町村においては、改めて、管内の農業生産や農用地利用の実態、農業者の経営改善に関する意向や取組状況等について把握すること。
- (2) その上で、農業経営改善計画の認定を受けることを希望する農業者がいる等の場合には、都道府県知事及び地方農政局等の指導を踏まえ、早急に基本構想の策定作業を開始すること。

第10 地域関係者等に対する認定農業者に関する情報の提供

ガイドラインの記の第5の4では、市町村は、認定農業者に関する情報を地域関係者や関係機関等へ提供するよう努めるものとしているが、その手順等については、以下を参考にしつつ適切に対応されたい。

1 認定申請時の対応

- (1) 市町村は、農業者から農業経営改善計画の認定申請があった場合には、その定める個人情報保護条例等に基づき、各市町村の個人情報の取扱い方法を説明した上で、認定申請者から、①氏名及び年齢（法人にあっては、法人名）、②住所、

③認定があったときの農業経営改善計画の有効期間、④農業経営改善計画の内容等を、地域関係者に対し公表するとともに、関係機関等に対し通知する旨の同意を得ておくこと。

この場合、認定申請者に対しては、①地域関係者の理解と協力が深まること、②関係機関等からきめ細やかな支援が受けられること等、情報を提供することの趣旨やメリット等を十分に説明した上で同意を得ることが重要である。

(2) 市町村は、認定申請者から(1)の同意を得る際には、同意内容をお互いに確認し、後日の混乱等を防止する観点から、書面によることが望ましい。

この場合、書面には、例えば、①情報の利用目的、内容及び利用方法、②通知を行う関係機関等の名称、③支援の実施以外の目的や利用方法で使用しないこと等市町村の遵守事項等を明記しておくことが重要である。

(3) 市町村は、情報提供を行う関係機関等には、農林漁業金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、独立行政法人農業者年金基金等を含めることが望ましい。

(4) 市町村は、農業経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者から新たな農業経営改善計画の申請があった場合であっても、その都度、(1)の同意を得ること。

2 既認定者への対応

市町村は、1の認定申請時の対応の手續に準じて、既に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者に対して、研修会や個別指導等の場を通じ、情報提供の趣旨等の説明及び同意の取付けを行うこと。

3 市町村及び関係機関等の情報管理

市町村及び市町村又は認定農業者から情報提供を受けた関係機関等は、個人情報保護に関する法令の趣旨及び内容等を踏まえ、認定農業者に関する情報について適切に管理すること。